

平成29年第8回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年9月29日（金）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊
書記 門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第41号 選挙人名簿の移し替えの延期について（衆院選）
 - 議案第42号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第43号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第44号 投票所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第45号 投票所の閉鎖時刻について（衆院選）
 - 議案第46号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第47号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）
 - 議案第48号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第49号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）
 - 議案第50号 開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第51号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（衆院選）
 - 議案第52号 下岩川土地改良区総代選挙の選挙期日について（下岩川土改）
 - 議案第53号 選挙会の場所、日時等について（下岩川土改）
 - 議案第54号 選挙長の事務を行う場所について（下岩川土改）
 - 議案第55号 立候補の届出の受付について（下岩川土改）
 - 議案第56号 投票用紙の様式について（下岩川土改）
 - 議案第57号 告示方法について（下岩川土改）

- 議案第58号 選挙長及びその職務代理者の選任について（下岩川土改）
議案第59号 選挙立会人の選任について（下岩川土改）

午前8時58分開会

腰丸書記長 おはようございます。それでは只今から平成29年第8回三種町選挙管理委員会を開会致します。

はじめに委員長の方からご挨拶をいただきます。

近藤委員長 どうも皆さん、おはようございます。

本日は出席いただきましてありがとうございます。突然の衆議院の解散ということで10月10日公示、22日投票日に決まったようです。これから忙しくなると思いますが、よろしくお願い致します。

近藤委員長 それでは、会議録の署名委員の指名ということで、本日は田村委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは案件に入ります。

議案第41号「選挙人名簿の移し替えの延期について」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案の内容に入ります前に、今日は、衆議院議員総選挙に関する議案と下岩川土地改良区に関する議案をご審議いただきます。

ご承知のように昨日9月28日に衆議院が解散されまして10月10日公示、10月22日投開票で投開票が行われることから早急に議決が必要な事項について、今日提案させていただきたいと思っております。

では、議案第41号「選挙人名簿の移し替えの延期について（衆院選）」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移し替えを延期する期間を次のとおり定める。

移し替えを延期する期間

平成29年9月29日から平成29年10月22日まで

内容について説明します。

選挙人名簿登録者が町内の他の投票区に転居した場合は、選挙

人名簿の投票区の移し替えを行う必要がありますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、投票区の移し替えを延期できることとなっております。

昨日の夜に投票所入場券のデータ作成を始めており、本日9月29日から町内転居で投票区が変わる方につきましては、選挙が終わるまで投票区の移し替えは行わない取扱いとしたいというものです。

以上で、議案第41号についての説明を終わります。

近藤委員長　それでは、只今の説明について、何かご質問ありますでしょうか。

川田委員　移し替えの延期をした後で、引っ越しした場合は入場券は新しい住所に送られるのですか。

近藤書記　前の住所で入場券が作成されますので、旧住所に発送されます。郵便局で転送される場合もあると思いますが、こちらに戻ってきた場合は、改めて新住所へ発送します。

川田委員　はい。わかりました。

近藤委員長　他にありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長　それでは、議案第41号原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長　それでは、議案第41号原案どおり決定致します。

近藤委員長　続きまして、議案第42号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。事務局から説明をお願いします。

門間書記　はい。議案第42号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（衆院選）」。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

設置箇所数につきましては、琴丘地区49箇所、山本地区62箇所、八竜地区46箇所の計157箇所に設置したいとしています。

設置場所の詳細につきましては、次の3頁以降に別紙として一覧にしておりますが、今回、前回の県知事から2箇所ほど場所を変更しております。6頁をご覧ください。

鵜川地区No.126、大曲地区No.130について、設置場所が道路から少し下がっていたり、石垣に沿っているために、設置の際に少々危険を伴うとの判断から、これまでの設置場所から少しだけずらした場所へ変更しており、土地の所有者の方の了解も得ております。また、No.103は今回欠番としていますので、最終番号は158番ですが設置箇所数は157箇所となります。

議案第42号についての説明は、以上です。

近藤委員長　それでは、設置箇所を確認しながら何かございましたらご質問をお願いします。

川田委員　前回問題なかったのであれば、これでよろしいと思います。

近藤委員長　それでは議案第42号原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

近藤委員長　それでは、議案第42号原案どおり決定致します。

次に議案第43号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）」。事務局より説明をお願いします。

門間書記　議案第43号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）」。

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法第52条により、審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を次のとおり定める。

これにつきましては、最高裁判所裁判官国民審査法という法律の規定により、国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を各投票区1箇所以上設けなければならないとされておりますことから、ご覧の21投票区の投票所前に掲示場所を定めたいとするものであります。

掲示方法につきましては、投票所の入り口付近に貼り付ける方法で掲示したいと考えております。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

近藤委員長　只今の説明につきまして、掲示場の場所の一覧も見ながら、確認の方をお願い致します。

(各委員、一覧を確認)

田村委員　国民審査は、何も書かない人はどのくらいいるのでしょうか。

門間書記　白票はかなり多いです。

近藤委員長　他にありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第43号原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第43号原案どおり決定致します。
続きまして、議案第44号「投票所を定めることについて（衆院選）」。説明をお願いします。

門間書記 議案第44号「投票所を定めることについて（衆院選）」。
平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のとおり定める。
今回の選挙における投票所につきましては、前回の選挙同様下記の21箇所となります。

以上で、議案第44号についての説明を終わります。

近藤委員長 これについて、何かご質問ありますでしょうか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようですので、議案第44号原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第44号原案どおり決定致します。
続きまして、議案第45号「投票所の閉鎖時刻について（衆院選）」。説明の方をお願いします。

門間書記 議案第45号「投票所の閉鎖時刻について（衆院選）」。
公職選挙法第40条第1項の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、これまでの選挙と同様に、落合投票区と勝平投票区で午後6時とし、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げたいとしております。

その他の投票区につきましては、1時間繰り上げまして、午後7時としております。

投票時間については、期日前投票がだいぶ主流になってきていることから投票時間を繰り上げしても投票に影響はないものと考えております。説明については以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。異議無いようですので、議案第45号、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第45号は原案どおり決定致します。

続きまして、議案第46号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(衆院選)」。事務局から説明をお願いします。

門間書記 議案第46号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(衆院選)」。

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成29年10月10日(火)午後5時30分から

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

衆議院の小選挙区選出議員の選挙にあつては、投票記載台に候補者の氏名と候補者届出政党の名称を掲示することになりますので、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものがあります。

なお、比例代表の掲載順序につきましては、都道府県の選挙管理委員会がくじで定めることになります。

以上で、議案第46号までの説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第46号までを原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、議案第47号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(衆院選)」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第47号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置

する期間を定めることについて（衆院選）」。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

①三種町鹿渡字東二本柳29番地3 琴丘地域拠点センター

期間 平成29年10月14日から平成29年10月21日

②三種町豊岡金田字森沢1番地2 山本総合支所

期間 平成29年10月14日から平成29年10月21日

③三種町鶴川字西本田2番地 八竜農村環境改善センター

期間 平成29年10月11日から平成29年10月21日

※投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

平成29年10月11日から平成29年10月21日まで

午前8時30分から午後8時まで

以下、内容について説明致します。

1の期日前投票の期間につきましては、公職選挙法で公示日の翌日から選挙期日の前日までと規定されております。今回の選挙では、10月11日から21日までが法定の期間となりますので、八竜農村環境改善センターにつきましてはこの期間内で開設したいと思っております。また、今回の選挙で大きく変わった点は、これまで最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の開始日は、選挙期日の前の日曜日からとなっておりましたが、今回から衆議院総選挙の期日前投票と同様に10月11日から国民審査の投票もできるよう法律が改正されておりますので、八竜農村環境改善センターでの投票も3種類すべて投票ができることとなります。琴丘地域拠点センター、山本総合支所については、左記の県知事選挙と同様8日間開設するというので、10月14日からとしております。

次に、2の不在者投票に関しましては、郵送による投票となりますので、法定どおりの期間、時間に選管事務室で行うこととしております。

なお、開設場所や開設期間につきましては、投票所入場券裏面へ印刷し周知することとしております。

以上で議案第47号の説明を終わります。

近藤委員長
川田委員
門間書記

只今の説明につきまして、何かございましたらお願いします。
投票所入場券には投票場所、期間について掲載するのですね。
はい。入場券裏面に掲載しますし、琴丘、山本の方も八竜で投票もできます。

近藤委員長

他にありませんか。
（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長

特に無いようですので、議案第47号までを原案どおり決定致します。

次に、議案第48号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」事務局より説明をお願いします。

門間書記

議案第48号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

次の14頁をご覧ください。

選挙日当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、投票管理者とその職務代理者を選任し、配置する必要があります。期日前投票につきましては、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各投票所について、投票管理者は一般の方の中から、職務代理者は町職員の中からご覧のとおり選任したいとしております。

以上で、議案第48号についての説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明につきまして、名簿等確認の上、何かございましたらご質問等お願いします。

川田委員

管理者も職務代理者も急用で従事できない場合はどうなりますか。

門間書記

職務代理者の方も従事できない場合は、選管で新たに指名することになります。

川田委員

わかりました。いずれ長い時間大変ですね。

近藤委員長

他にありませんか。
（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長

特に無いようですので、議案第48号までを原案どおり決定致します。

次に、議案第49号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）」事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第49号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成29年10月8日（日）
内容について説明します。

不在者投票につきましては、公示日の翌日から投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に請求のあった不在者投票につきましては、公示日前の市町村選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始することとなっておりますので、その発送開始日ご覧の日に定めたいとしております。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

川田委員 郵便局は、日曜日でも受付してくれるのですか。

門間書記 はい。選挙期間中は土日も郵便の持ち込みを受け付けてもらっています。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 他にありませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第49号までを原案どおり決定致します。

続きまして、議案第50号「開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。説明の方をお願いします。

門間書記 はい。議案第50号「開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成29年10月22日（日）午後8時開始

場所 三種町鶯川字西本田65番地1 三種町八竜体育館

開票所につきましては、あらかじめ開票の日時と場所を告示することになっておりますので、ご覧のとおり投票終了の1時間後の午後8時から場所は八竜体育館としております。

説明については以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「特にありません」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第50号までを原案どおり決定致します。

続きまして、議案第51号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(衆院選)」。説明の方お願いします。

門間書記 議案第51号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(衆院選)」。

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を次のとおり指定する。

期日前投票所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

これにつきましては、例えば、在外選挙人の方が、用事があって日本に帰っている場合に、在外公館での投票ができなくなりますので、その場合は、在外選挙人名簿を管理する市町村で期日前投票ができる仕組みになっています。その期日投票所は、選挙のたびに指定することになっておりますので、その場所を選挙管理委員会事務室に定めたいとするものですので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「特にありません」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第51号までを原案どおり決定致します。

近藤委員長 それでは、続きまして議案第52号から59号までは下岩川土地改良区総代選挙に関する議案となりますので一括上程と致します。事務局から説明の方お願いします。

門間書記 はい。それでは、議案第52号から議案第59号まで一括でこ

説明させていただきます。

始めに18頁の議案第52号「山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙の期日について」。

土地改良法施行令第6条第3項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙の期日を次のとおり定める。

- 1 選挙期日 平成29年10月26日（木）
- 2 投票時間 午前8時から午後3時まで
- 3 告示日 平成29年10月19日（木）
- 4 選挙すべき総代の数 30人

選挙区ごとの総代数は、記載のとおりとなります。

内容でございますが、下岩川土地改良区の総代の任期が11月8日に満了となることに伴いまして、土地改良法施行令の規定により、任期満了の日の前30日以内に選挙を行う必要があります。

この期日につきましては、土地改良区との協議に基づきまして、10月26日に定めたいとしております。

また、告示日につきましては、選挙期日前7日の10月19日。選挙すべき総代の数につきましては、土地改良区の定款で定められております、ご覧の30人となっております。

続きまして、議案第53号「選挙会の場所、日時等について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

選挙会の場所 第1選挙区から第3選挙区 すいらんの館
日時は、10月26日（木）午後3時30分。

2 投票を行わない場合

選挙会の場所 第1選挙区から第3選挙区 すいらんの館
日時は、同日午前10時からとしております。

続きまして、20頁をお願いします。

議案第54号「選挙長の事務を行う場所について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

選挙長の事務を行う場所

第1選挙区から第3選挙区まで

三種町山本総合支所地域振興係

説明致しますと、選挙長の職務については、主に立候補の届出受付等となりますが、その執務場所を山本総合支所地域振興係に定めるものです。

続きまして、21頁をお開き下さい。

議案第55号「立候補の届出の受付について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の三種町三種町下岩川土地改良区総代選挙における立候補の届出の受付は、次により行う。

1 期 日 平成29年10月19日から20日まで

2 時 間 午前8時30分から午後5時まで

3 場 所 三種町山本総合支所 地域振興係

説明致します。

総代選挙における立候補の届出につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙期日の告示のあった日から2日間となっておりますことから、ご覧の日時、場所で受付を行いたいとしております。

続きまして、議案第56号「投票用紙の様式について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を土地改良法施行令第11条第1項の規定により次のとおり定める。

総代選挙の投票用紙の様式につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙管理委員会が定めるとなっておりますことから、町の選挙の投票用紙に準じて、ご覧のとおり定めたいとしております。

続きまして、議案第57号「告示方法について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙に関する告示については、三種町選挙管理委員会規程第17条の規定にかかわらず、次に定める掲示場に掲示して行うものとする。

掲示場所 三種町山本総合支所、下岩川土地改良区事務所

総代選挙につきましては、選挙人が土地改良区の区域に限定されますことから、告示の場所を関係する区域内の下岩川土地改良区と立候補の届出場所である山本総合支所の2カ所に定めたいというものです。

続きまして、24頁の議案第58号「選挙長及びその職務代理

者の選任について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町下岩川土地改良区総代選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

第1選挙区から第3選挙区におきまして、ご覧のとおり選挙長1名、職務代理者1名を選任したいとしております。総代選挙の選挙長等につきましては、土地改良区の組合員の資格が必要となりますことから、人選は、土地改良区からの推薦に基づいて行っております。

続きまして、議案第59号「選挙立会人の選任について（下岩川土改）」。

平成29年10月26日執行の山本郡三種町土地改良区総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任する。

選挙立会人につきましては、土地改良法施行令の規定により、各選挙区2人から4人までで選任すると定められております。立会人につきましても、土地改良区からの推薦を受けて第1選挙区から第3選挙区について、ご覧のと通りの2名ずつ選任したいとしております。

ちなみに、今現在の下岩川土地改良区総代選挙選挙人名簿登録者数は300人となっております。

以上で、下岩川土地改良区総代選挙関連の議案と致しまして、議案第52号から第57号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明について何かご質問、ご意見等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第52号から第57号まで、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 異議無いようですので、議案第52号から第57号まで原案どおり決定と致します。

近藤委員長 では、その他といたしまして、事務局からお願いします。

門間書記 はい。それでは今後の日程等について確認させていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

午前9時55分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____